

官民競争入札等監理委員会・公共サービス改革小委員会(第6回徴収分科会)  
ヒアリング資料

## 国有財産物件貸付料債権の徴収業務について

平成19年11月1日

財務省

# 1. 債権の概要等

## (1) 債権の概要

### ● 債権の発生原因

- ◆ 国有地及び国有建物を目的とする賃貸借契約を締結することにより、貸付料債権が発生

### ● 債権の内容等

- ◆ 土地の賃貸借によるもの
  - : 土地及水面貸付料債権
- ◆ 建物の賃貸借によるもの
  - : 建物及物件貸付料債権

## 過去3年間の債権額等の推移

(単位:百万円、千件、ha)

	債権種別	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済額	有償貸付件数	(参考) 有償貸付面積
平成16年度	土地及水面貸付料	24,612	22,365	65	2,181	32	2,327
	建物及物件貸付料	2,582	1,712	2	867	1	21
	合 計	27,194	24,077	67	3,049	34	2,349
平成17年度	土地及水面貸付料	21,955	19,859	29	2,065	31	2,288
	建物及物件貸付料	2,354	1,485	4	864	1	19
	合 計	24,309	21,344	34	2,930	32	2,308
平成18年度	土地及水面貸付料	20,702	18,853	61	1,787	30	2,254
	建物及物件貸付料	2,219	1,364	3	851	1	19
	合 計	22,922	20,218	65	2,638	32	2,273

(注) 有償貸付件数、有償貸付面積は、それぞれ年度末現在の計数。

## 未納債権の実態等

(単位:件、百万円)

	債権種別	前年度末未納債権		弁済等		不納欠損等		新規発生		現年度末未納債権	
		件	債権額	件	債権額	件	債権額	件	債権額	件	債権額
平成16年度	土地及水面貸付料	3,002	2,340	1,006	504	11	65	801	410	2,786	2,181
	建物及物件貸付料	343	828	63	83	2	0	42	123	320	867
	合 計	3,345	3,169	1,069	588	13	66	843	533	3,106	3,049
平成17年度	土地及水面貸付料	2,786	2,181	969	522	18	27	725	435	2,524	2,065
	建物及物件貸付料	320	867	65	93	5	4	48	94	298	864
	合 計	3,106	3,049	1,034	615	23	32	773	529	2,822	2,930
平成18年度	土地及水面貸付料	2,524	2,065	817	475	28	53	700	250	2,379	1,787
	建物及物件貸付料	298	864	71	96	7	3	25	87	245	851
	合 計	2,822	2,930	888	572	35	56	725	337	2,624	2,638

(注) 件数は債務者ごとに名寄せ集計した件数。

## (2) 未納が発生する理由

- ◆ 相続等により新たな賃借人になった以降、賃借している国有地の範囲、境界に対する認識不足のため、契約内容への不満により貸付料を支払わないケース
  - ◆ 周辺地価の変動を理由に貸付料額について納得できないとし、貸付料改定や更新の折衝に応じず、貸付料も支払わないケース
  - ◆ 以上のほか、賃借人の罹患、高齢化等による収入の減少に伴い、貸付料が未納となるケース
- 等がある。

## 2. 業務の概要及び具体的実施方法等

### (1) 業務の概要（規制の状況）

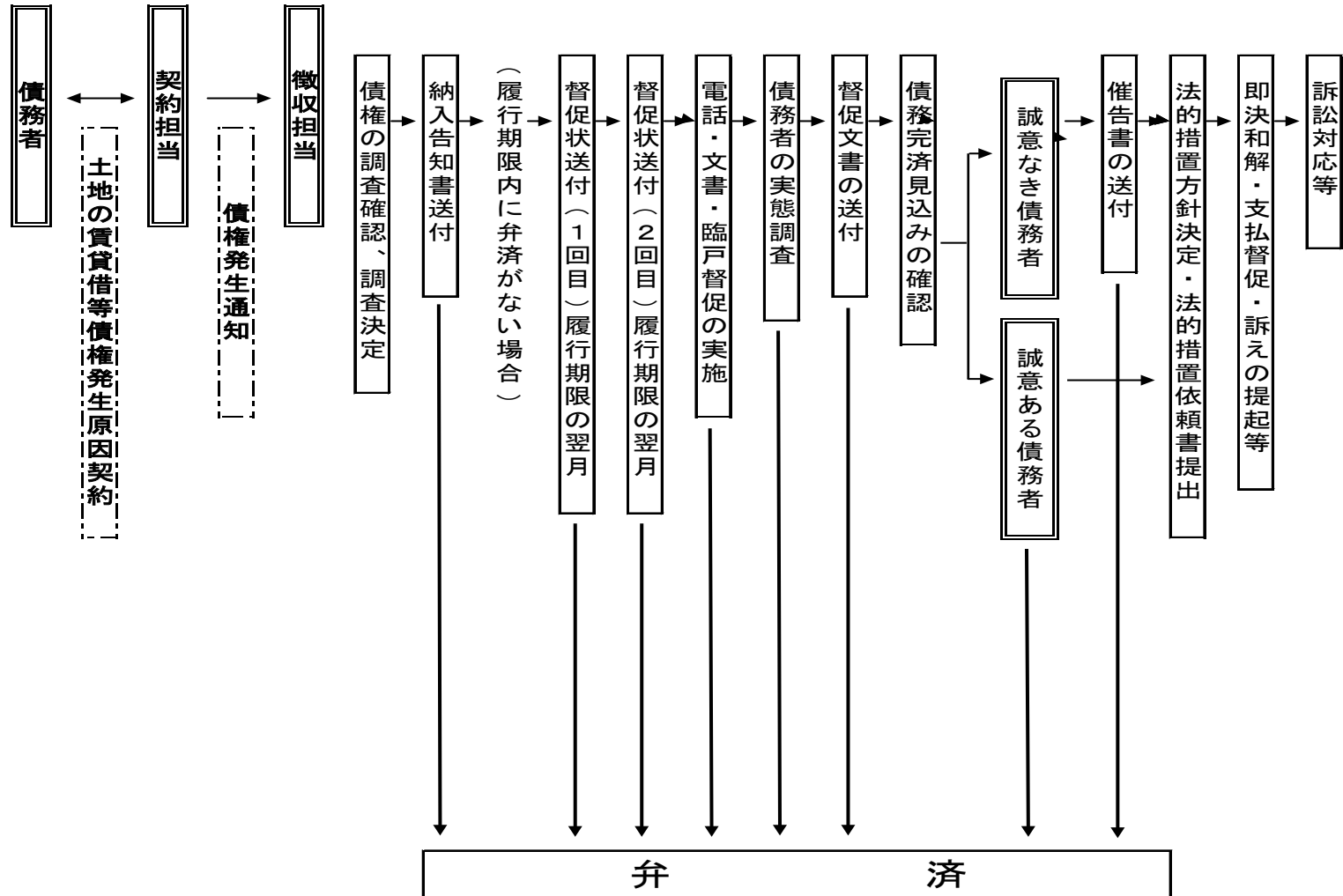
- ◆ 国の債権の管理に関する事務は、会計法令により、各省各庁の長などの歳入徴収官等が行うことと規定されている。
- ◆ 国有財産物件貸付料債権は、関係法令に則り、歳入徴収官等がその管理を行っている。

### (2) 事務実施の流れ

- ◆ 国有財産物件貸付料は、賃貸借契約の締結により発生する。
- ◆ 多くは、国の発行した納入告知書により履行期限までに納付される。
- ◆ 期限までに納付が無かったものについては、督促状により支払の督促を行う。
- ◆ 督促状による督促によっても支払われなかった場合には、電話督促等を行う。
- ◆ 電話督促等によっても支払われなかったものについては、債務者の実態調査を行い、支払いに対する誠意の有無を見極める。
- ◆ 誠意ある債務者に対しては、支払計画に基づく弁済をさせる。
- ◆ 誠意なき債務者に対しては、法的措置を講ずる。

(注) 外部委託は活用していない。

# 事務実施のフロー図



### (3) 業務執行体制

◆ 債権管理業務は、10財務局、40財務事務所、12出張所において、徴収担当課が取り扱っている。

◆ 配置人員は、

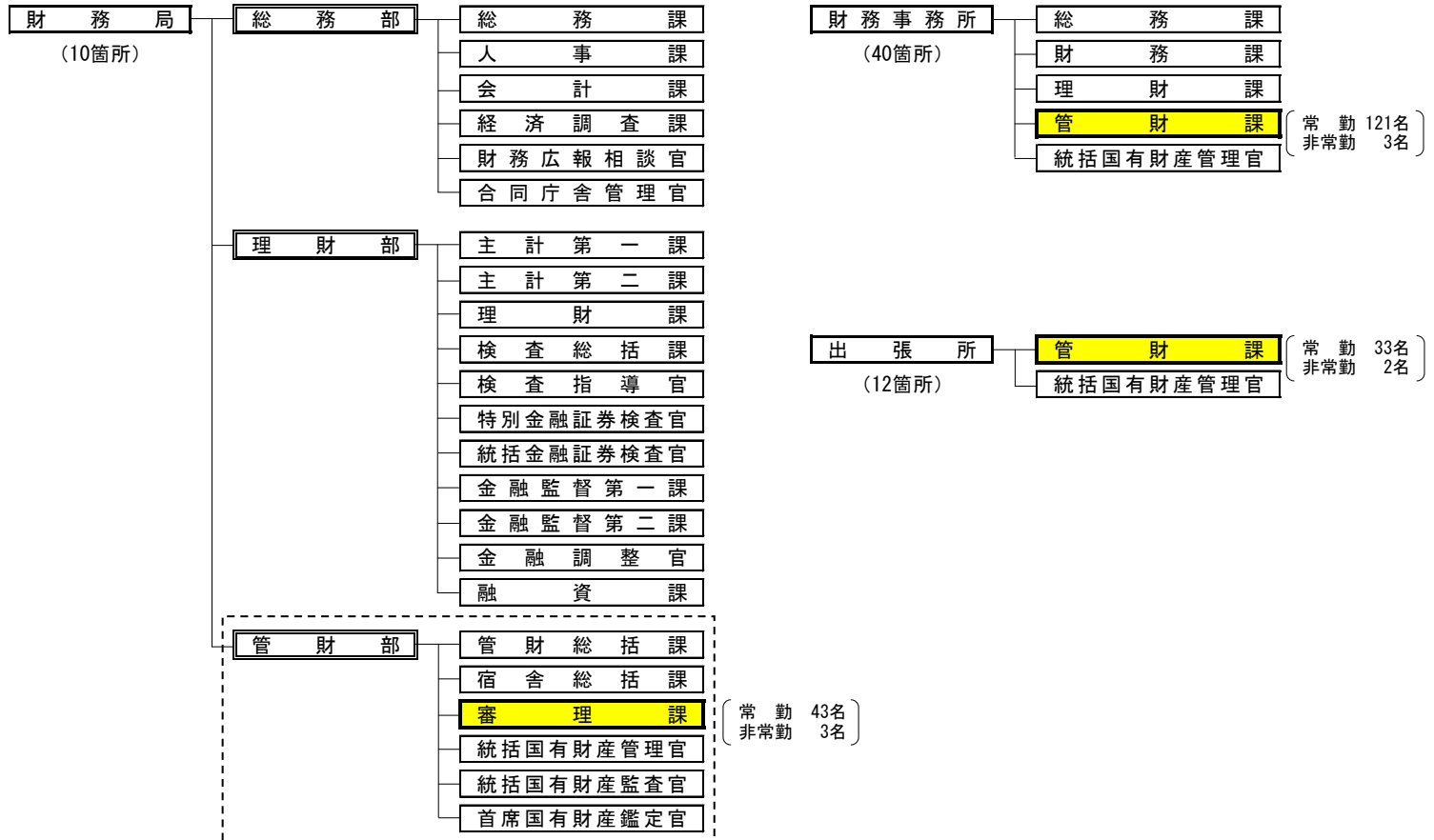
常勤職員	197人
非常勤職員	8人

となっている。



# 組織図

財務局等組織図（標準的な例）



## (4) 回収額・率の向上を図るために講じた改善措置

### ● 収納未済事案の事務処理手続きの明確化

- ◆ 平成17年以降、収納未済事案の処理について、債務者の支払意思等の有無による分類を行い、法的措置を前提とした収納未済事案の解消を図るための取扱いを明確化した。

### ● マニュアルの整備

- ◆ 各財務局においては、すでに未納債権の取扱いを含めた徴収事務に関するマニュアルを作成した。

### ● 職員の研修

- ◆ 各財務局で行っている徴収事務担当者に対する研修において、収納未済債権事務の重要性及び的確な対処方法等の研修を実施している。

### 3. 官民入札等の対象とすることについての所見

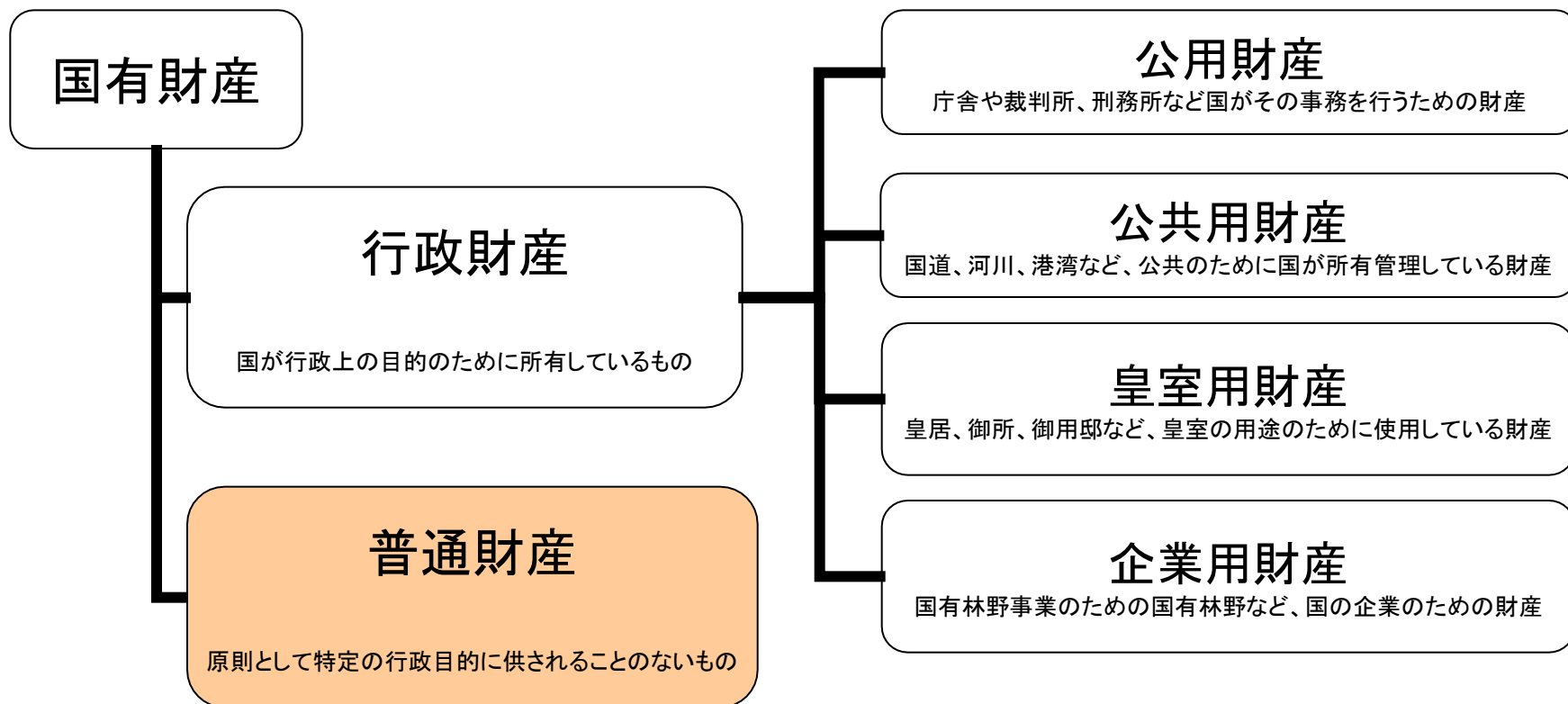
一般に土地建物の貸付料債権の督促等回収業務は、国の土地建物の貸付料に限らず、債権管理回収業に関する特別措置法の対象となっていない。

また、国の債権については、国自らが、財産権の権利主体として公正かつ適切な執行を確保する必要があることから国の職員自らが取り扱っているものである。

更に、国有財産物件貸付料債権の大半が、生活本拠地となっている土地建物の借地借家契約に係る債権であり、その回収に当たっては、より一層の適正な執行が求められるところである。

従って、これを民間解放することは不適切である。

## 参考(国有財産の分類)



## 参考(関連法令)

### 会計法

第3条 歳入は、法令の定めるところにより、これを徴収または収納しなければならない。

第4条 (略)各省各庁の長は、その所掌の歳入の徴収及び収納に関する事務を管理する。

第4条の2 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。

第5条 歳入は、歳入徴収官でなければ、これを徴収することができない。

第7条 歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。(略)

### 国の債権の管理等に関する法律

第1条 この法律は、国の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について 必要な機関及び手続きを整える(略)。

第2条第1項 この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

同 条第4項 この法律において「歳入徴収官等」とは、各省各庁の長(略)をいう。

第5条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、会計法第4条の2に規定する歳入徴収官(略)に、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を行わせることができる。

以上のほか、同法第11条は債権の帳簿への記載について、第13条は納入の告知及び督促について、第15条は強制履行の請求等について、第17条は債務者が強制執行を受けた場合等における債権の申出について、第18条は債権の保全措置について、それぞれ歳入徴収官等がその所掌に属する債権に関する事務を行うものと規定している。

### 財務省設置法

第4条 財務省は、(略)次に掲げる事務をつかさどる。

44 普通財産の管理及び処分に関すること。